

パブリックコメントの結果公表

様式2

施策担当課→市民活動団体支援室

案件名	「第6次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」（案）
「第6次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）」（案）に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。	

パブリックコメントの結果

（１）意見提出者の数	３人
（２）提出された意見の数	６件

意見の反映状況

（１）反映した意見	２件
（２）既に盛り込み済みの意見	４件
（３）今後の参考とする意見	件
（４）反映できない意見	件
（５）その他（質問含む）	件

意見の反映状況一覧

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	P60 「地域福祉活動の担い手の育成に取り組む」とあるが、幼少期からのインクルーシブな取組を推進する観点から、中高生ボランティアの育成等、若い世代をターゲットとした取組の推進を前面に出すべきではないか。	本計画においては、障害や障害のある人に対する理解促進が何よりも重要な取組と位置付けており、御意見いただきました若い年代の方々の参画は、特に重要であることから、基本目標１（基本方針１-３）「地域福祉活動の担い手の育成」に「中高生を対象としたボランティア養成講座を実施する」旨を追記します。	反映した意見
2	P61 権利擁護に関して、成年後見制度の利用支援等の記載があるが、そもそも権利擁護に関する制度がどのようなものがあるか知らない人が多いため、制度に関する周知啓発の取組が必要ではないか。	基本目標２（基本方針２-１）に、「権利擁護に関する制度等の周知」を追記し、「成年後見制度や社会福祉協議会等で実施している権利擁護のための取組について、市民への周知を図る」ことを盛り込みます。	反映した意見
3	P87 親亡き後を見据えた議論として、グループホームの確保について記載されているが、どこで暮らすかは本人の意思によるものであるため、本人が望む暮らしをどのように支援していくか議論していくことが重要なのではないか。	本計画の基本目標７（基本方針７-１）「地域生活支援拠点の機能の充実」において、障害のある人の地域移行を進めるための支援に対する検討等を盛り込んでおります。 今後、この協議の中で本人の望む暮らしに対する支援について議論していきます。	既に盛り込み済みの意見

4	社会情勢として全体的な労働者不足に加え、福祉職は低賃金で成り手・担い手がおらず、国の定める人員基準等を満たせない事業所は事業継続が困難になることは明らかである。	福祉分野では、仕事に対するイメージや理解不足等から、人材不足が続いています。本計画の基本目標1（基本方針1-3）「地域福祉活動の推進」においてボランティア等の担い手の育成を盛り込んでおります。 また、障害のある人の多様なニーズに対応した質の高いサービスを提供し続けるため、基本目標3（基本方針3-2）において、「障害福祉サービスの量・質の向上」を盛り込んでおります。 市内事業者等と連携し、資質向上のための研修等を実施し、サービスの質の向上を図ることにより、職員の仕事に対する魅力ややりがいを醸成し、人材の定着を推進します。	既に盛り込み済みの意見
5	家族や支援者が急病等により緊急事態が発生した場合、どのように対応したらよいかわからない人が多いため、親亡き後を見据え、計画に明記すべきではないか。	本計画の基本目標7（基本方針7-1）「地域生活支援拠点の機能充実」において、緊急事態への対応を盛り込んでおります。 なお、支援の必要な人が適切にサービスを受けられるよう、民生委員や相談支援事業所等の関係機関と連携し情報提供に努めます。	既に盛り込み済みの意見
6	政策提案や各種研修会・イベント等の実施時に、必ず当事者や関係者が関わって議論を行ってください。	本計画の基本目標1（基本方針1-1）において、イベント等の開催時には、様々な障害者団体と連携して事業内容を検討することを盛り込んでおります。引き続き、当事者の意見を反映し、各種取組を実施していきます。 なお、本計画策定にあたり、当事者の意識調査及び家族会等関係団体の意見をお聞きし、計画案に反映をしております。	既に盛り込み済みの意見

意志決定後の計画、策定案の内容

資料	第6次藤の里障害者プラン（藤枝市障害者計画）（案）		
意見公表場所	市ホームページ・市役所行政情報コーナー・市民活動団体支援室・岡部支所・文化センター・各地区交流センター・障害福祉課		
担当課	藤枝市健康福祉部障害福祉課障害者総合支援係（担当者 大場・中川） 電話：054-643-3149 電子メール：shougai@city.fujieda.shizuoka.jp		